若葉駅西口土地区画整理だより

令和7年5月　第48号
発　行　　鶴ヶ島市　区画整理課

皆様におかれましては、益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。また、日頃より若葉駅西口土地区画整理事業に対しまして、御理解、御協力を賜り深く感謝申し上げます。

前号でお知らせいたしましたとおり、お陰様を持ちまして令和７年１月３１日に事業の実質的な完了となる「換地処分の公告」を終えることができました。このことに対しましても心より感謝申し上げます。

今後につきましても、清算金等の重要な手続きを進めてまいりますので、引き続き皆様の御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

今回の区画整理だよりでは、今後のスケジュール（予定）等についてお知らせいたします。

スケジュール（予定）について

別紙に記載しております。

換地処分について

坂戸都市計画事業若葉駅西口土地区画整理事業につきましては、土地区画整理法第１０３条第４項の規定により、**令和7年1月31日（金曜日）付け**で埼玉県知事が「**換地処分の公告**」を行いました。

これに伴い、換地処分の公告の翌日である令和７年２月１日（土曜日）に、従前地から換地へ権利が移行し、町名・地番・地目・地積・清算金等が確定しました。

換地処分の公告に伴う関連事務及び届け出の終了について

換地処分の公告の翌日（令和７年２月１日）から次の事務及び届け出の受付は終了しました。

- 仮換地証明書、底地証明書、保留地証明書等の諸証明の発行
- 建物の新築・増築・改築等についての土地区画整理法第７６条許可申請
- 物件設置許可申請
- 土地の分筆、合筆前の施行者への事前確認
- 所有権が変更となったときの施行者への届け出

法務局による登記事務停止（登記閉鎖）について【5月20日現在】

法務局では、換地処分の公告の翌日（令和７年２月１日）から、登記の書替えが完了するまでの間、施行地区内の土地及び建物に関しては登記申請ができませんでしたが、この度、土地の登記の書替えが完了したとの連絡がありました。

これにより、土地の登記については、一般の所有権移転、権利の設定、抹消等の手続きが可能となります。詳細については、法務局にご確認ください。

なお、建物の登記については、引き続き、書替えにより登記閉鎖となっておりますので、売買等で登記を行う予定がある場合はご注意ください。建物の登記閉鎖が解除された際には、改めてお知らせいたします。

竣功記念パンフレットについて

事業の実質的な完了に伴い、竣功記念のパンフレットを作成いたしました。同封いたしましたのでご覧ください。

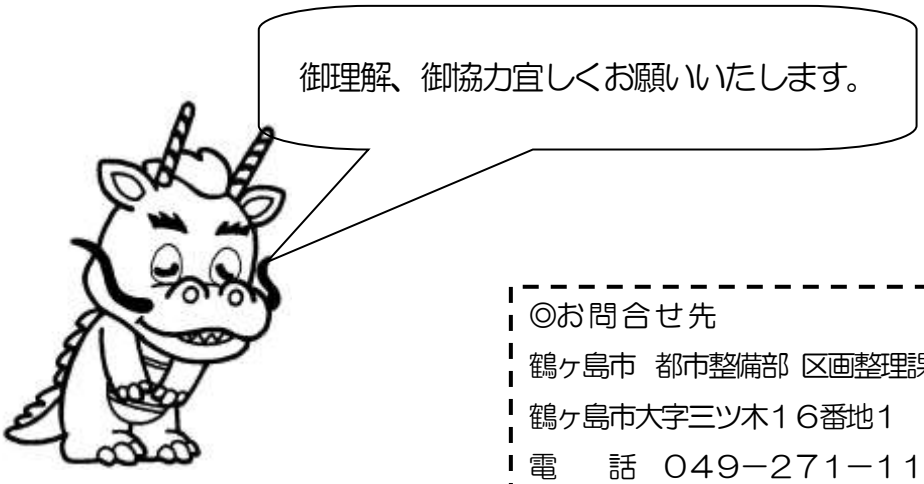

◎お問合せ先
鶴ヶ島市　都市整備部 区画整理課
鶴ヶ島市大字三ツ木１６番地1
電　　話　０４９－２７１－１１１１（内線２９１・２９４）
ＦＡＸ　０４９－２７１－１１９０
Ｅメール　10600060@city.tsurugashima.lg.jp

別紙

スケジュール（予定）について

令和7年1月31日　埼玉県知事による換地処分の公告

↓

令和7年2月1日～　法務局の登記事務の停止

↓

※土地の登記閉鎖は、解除されました。建物の登記閉鎖解除は別途お知らせします。
※登記閉鎖解除後に、市で保留地の所有権移転登記を行います。

令和7年5月～　清算金事務手続き（供託調査等）

↓

令和7年7月頃　清算金決定通知書の送付

↓

※清算金額や手続き方法などについてお知らせします。

令和7年7月～10月頃　清算金の実施手続き等

↓

※分割納付の受付、承認手続きや交付手続きなどを行います。

令和7年10月頃　清算金の納入通知書の送付（徴収対象者）

↓

令和7年11月～　清算金の徴収開始（徴収対象者）

※分割納付の承認を受けた方は、以降半年ごとに納付していただきます。

※清算金の徴収又は交付手続きの詳細については、清算金決定通知書送付時にご案内を同封いたします。

※保留地の所有権移転登記についてのお手続きは、別途ご連絡いたします。